



清瀬市告示第170号

一般競争入札による行政財産（清瀬市役所サマーフードフェスタ2024会場（清瀬市役所駐車場））の貸付け

清瀬市契約事務規則（昭和61年清瀬市規則第4号）第7条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年7月17日

清瀬市長 澁谷 桂司

記

1 趣旨

清瀬市（以下、「市」という。）は、歳入の確保を目的とした暫定的な土地利用として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項の規定に基づき、貸付けにより行政財産の有効活用を推進するとともに、市のにぎわいの創出をとおして「選ばれるまち」を目指している。この度、清瀬市役所サマーフードフェスタ2024を開催するにあたり、キッチンカーの出店によりにぎわいを創出し、同時に出店場所を貸し出すことにより市の歳入確保を目指す。なお、出店場所の貸付契約は民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく賃貸借契約とし、借地借家法（平成3年法律第90号）の規定の適用はないものとする。

2 入札物件（貸付物件）

（1）場所

清瀬市役所サマーフードフェスタ2024会場（清瀬市役所駐車場）のうち別図1で示す場所（清瀬市中里五丁目842番地）

（2）貸付日時

令和6年8月24日（土）午後5時から午後8時まで及び同日中における清瀬市役所サマーフードフェスタ2024開催に伴う準備及び撤収にか

かる時間

3 入札日程

項目	日程
入札案内書の配布	令和6年7月17日(水)から令和6年7月23日(火)まで
入札参加受付期間	令和6年7月17日(水)から令和6年7月23日(火)まで
入札及び開札	令和6年7月25日(木)
契約の締結期限	令和6年8月2日(金)

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 清瀬市契約事務規則(昭和61年清瀬市規則第4号)第3条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 清瀬市指名競争入札参加者指名停止基準(平成5年7月1日市長決定)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は地方税の未納がないこと。
- (5) 本入札案内書に定める条件及び法令等を遵守し、借受人自らが貸付物件(入札物件)に、自動販売機を貸付期間中継続して設置し、その管理を行う資力及び能力等を有する法人または個人であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団、指定暴力団等(それに類似する組織を含む。)及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) (6) 及び (7) に掲げるものから委託を受けた者並びに (6) 及び (7) に掲げるものの関係団体でないこと。
- (9) 法人にあっては東京都内に本店、支店又は営業所を有すること。個人は市内に居住し、市内で事業を営んでいること。
- (10) 過去2か年の間に市若しくは国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結していること。
- (11) 「6 一般競争入札参加申込みに必要な書類」に記載の書類を提出すること。
- (12) 「2 入札物件(貸付物件)(1) 自動販売機(清涼飲料水のみ)」については、全件設置すること。

5 契約上の主な条件

(1) 契約の内容

本件の契約は、地方自治法第238条の4第2項に基づく行政財産の貸付けにより実施する。

(2) 貸付料

ア 売上金額（税抜）に落札した料率（料率は整数とし、以下「落札料率」という。）を乗じて得た金額を貸付料（100円未満の端数は切り捨てとする。）として支払うものとする。なお、最低料率は、売上金額（税抜）の3%とする。

イ 落札者は、売上金額の報告に応じて算出された金額を、市の発行する納付書により、市が定めた期日までに支払うものとする。

ウ 一度納付された貸付料は、原則還付はないものとする。

(3) 期間

「2 入札物件（貸付物件）」に示した期間とする。

(4) キッチンカー設置条件

ア キッチンカーの設置及び撤去に要する工事費及び維持費等に係る一切の費用は落札者の負担とする。

イ キッチンカーには、十分な大きさのゴミ箱（袋）を設置し、衛生上問題のないよう管理及び廃棄物の回収をすること。

ウ 光熱水費は、原則として落札者の負担とする。

エ キッチンカーの提供する食品は、食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物とする。（ただし、酒類を除く。）

オ 設置するキッチンカーは10台以上15台以下とし、次の品目を販売するキッチンカーを最低1台以上設置しなければならないものとする。

（ア）からあげ

（イ）ポテト

（ウ）タコライス、オムライス及びカレーライスのいずれか1品目以上

（エ）その他食事系

（オ）デザート系

(5) 実態調査等

契約上の主な条件の履行を確認するため、市が貸付物件の利用状況等についての実態調査を実施するとき、又は関係資料の提出を求めたときは、落札者は必ず市に協力しなければならない。

(6) 解約の申入れ

契約期間中の契約の解約は、原則不可とする。

(7) その他注意事項

本件契約は、清瀬市役所サマーフードフェスタ2024に(5)に掲げる条件にてキッチンカーを10台以上15台以下の範囲で手配する事業者と契約をするものであり、キッチンカー事業者1台ずつと契約するものではないので留意すること。

6 一般競争入札参加申込みに必要な書類

(1) 行政財産貸付けの一般競争入札参加申込書

(2) 清瀬市暴力団排除条例にかかる誓約書

※必要に応じて上記以外の書類提出を求める場合は、市の指示により、書類を提出してください。

※提出書類は返却いたしませんので、御了承願います。

7 申込方法等

(1) 受付期間 令和6年7月17日(水)から令和6年7月23日(火)まで
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 受付場所 〒204-8511 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市経営政策部未来創造課イノベーション推進係
(市役所本庁舎3階18番窓口)
電話 042-497-1802 (直通)

(3) 申込方法 前記(2)の受付場所に直接書類を持参又は郵送すること。

※ 郵送の場合、令和6年7月23日(火)午後4時必着とし、郵送した旨を前記(2)に電話により伝えること及び簡易書留で郵送してください。

※申込みにあたっては、本入札案内書を熟読し、契約の条件、現地の現況及び利用制限等を確認の上、前記6に記載の書類を揃えて申し込んでください。

8 入札及び開札の日時、場所

(1) 入札及び開札の日時 令和6年7月25日(木)午後2時

(2) 入札及び開札の場所 清瀬市本庁舎4階 研修室3(清瀬市中里五丁目842番地)

※入札の受付は、令和6年7月25日(木)午後1時30分から行います。

※入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、御注意ください。

※入札参加者以外は入札(開札)会場への入室はできませんので、御了承ください。

※入札(開札)会場への入室は、会場のスペースの関係上、各社(者)2名までとさせていただきます。

9 入札の手続

(1) 入札方法

ア 入札書に記載する内容は、総売り上げ（税抜）に乗じる料率（整数）を記載すること。

イ 入札書は、当日持参すること。※郵送による入札は受け付けません。

ウ 入札に参加される方は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、入札参加者名を記載した封筒に封入し、入札時に入札箱に投函すること。なお、代理人の方が入札される場合は、当日受付時に委任状を提出すること。（法人は代表者以外が入札に参加する場合は、委任状が必要です。）

※投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできません（委任状についても同様）。

(2) 入札時に持参する書類

ア 入札書

イ 委任状（代理人が入札される場合）

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者の入札

(2) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書による入札

(3) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(4) 入札者の記名押印のない入札書による入札

(5) 記載内容が不明確な入札書による入札

(6) 入札に関し、不正行為があった者の入札

(7) 最低貸付料率に達しない内容の入札

(8) その他この入札案内書で指定した以外の方法により入札した者の入札

11 落札者の決定及び一般競争入札参加資格の審査等

(1) 落札者は、市の最低貸付料率以上の料率をもって有効な入札を行った方のうち最高の料率をもって入札を行った方を落札候補者とする。

(2) 当該落札候補者について参加資格を満たしているか否かの最終的な資格審査をした上で落札者を決定する。

(3) 資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認められたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の高い入札者について同様の審査を行い、落札者を決定する。

- (4) 最高の料率をもって入札を行った落札候補者となるべき方が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札候補者を決定する。なお、落札候補者となるべき方はくじ引きを辞退することはできない。
- (5) 入札物件の最低貸付料率は、「2 入札物件（貸付物件）」に記載のとおりとする。
- (6) 最低貸付料率に達しない価格で入札した方の入札は、無効とする。

1 2 契約の締結等

落札者は、令和6年8月2日（金）までに市と「行政財産賃貸借契約（以下「本件契約」という。）」及び「清瀬市役所サマーフードフェスタ2024に係る協定書」を締結すること（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受人（落札者）が負担する。

※本件契約を締結しない場合は、清瀬市契約事務規則第3条に基づき、最長3年間、市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

1 3 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（落札料率、相手方）を公表します。

1 4 その他

- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合があります。
- (2) 現地調査・確認にあたっては事前に連絡のうえ、利便や安全確保に配慮し、通行の妨げに十分に留意して実施してください。
- (3) 本入札案内書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、清瀬市公有財産規則（昭和40年清瀬市規則第7号）、清瀬市契約事務規則、その他関係法令等の定めるところによります。
- (4) 本入札案内書に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

1 5 問い合わせ先

〒204-8511 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市経営政策部未来創造課イノベーション推進係
（清瀬市役所本庁舎3階18番窓口）
電話 042-497-1802（直通）